

居宅介護支援事業ほーぶ 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (072-291-7487) (月～金曜日 09:00～17:00)
 担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 西薗 真貴
 ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業ほーぶ
所在地	大阪府堺市南区竹城台3丁4番3号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (大阪府 2770107874)
サービスを提供する実施地域※	堺市、和泉市、高石市、大阪狭山市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 3名

営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時まで

(土、日、祝日・8/13～8/16、12/29～1/4 は休業日)

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

利用者からの相談に対して、その心身の状況や環境に応じて、ご本人やご家族の意向などを基に、居宅や施設サービスを利用できるよう、サービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、そのサービス提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整や便宜の提供を行う事を目的としています。

(運営方針)

利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮いたします。

利用者自らの選択を基に、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう他機関とも連携しながら援助できるよう公正中立に努めます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

5. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(1) 居宅介護支援の業務として介護保険適応となる場合には、利用料を支払う必要はありません。

但し、適用とならない場合は介護報酬の告示上の額の支払いが必要です。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねする

ための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いつさい料金はかかりません。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

事業所相談窓口

堺市南区竹城台3丁4番3号

NPO法人福祉ワーカーズほーぶ 西薗眞貴

TEL 072-291-7487 FAX 072-289-5995

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村の窓口

堺市南区桃山台1丁1-1

南保健福祉総合センター地域福祉課 介護保険係

TEL 072-290-1812 FAX 072-290-1818

大阪府の窓口

大阪市中央区常磐町1丁目3番3号

大阪府国民健康保険団体連合会

TEL 06-6949-5418 FAX 06-6949-541

7. 当法人の概要

法人種別・名称 特定非営利活動法人福祉ワーカーズほーぶ

設立 平成16年12月

所在地・電話 大阪府堺市南区竹城台3丁4番3号

代表理事 中島 紀子

TEL 072-291-7487 FAX 072-289-5995

事業内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・

2. 高齢者虐待防止について

- 事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置を講じます。
- 研修等を通じて人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

3. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

4. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

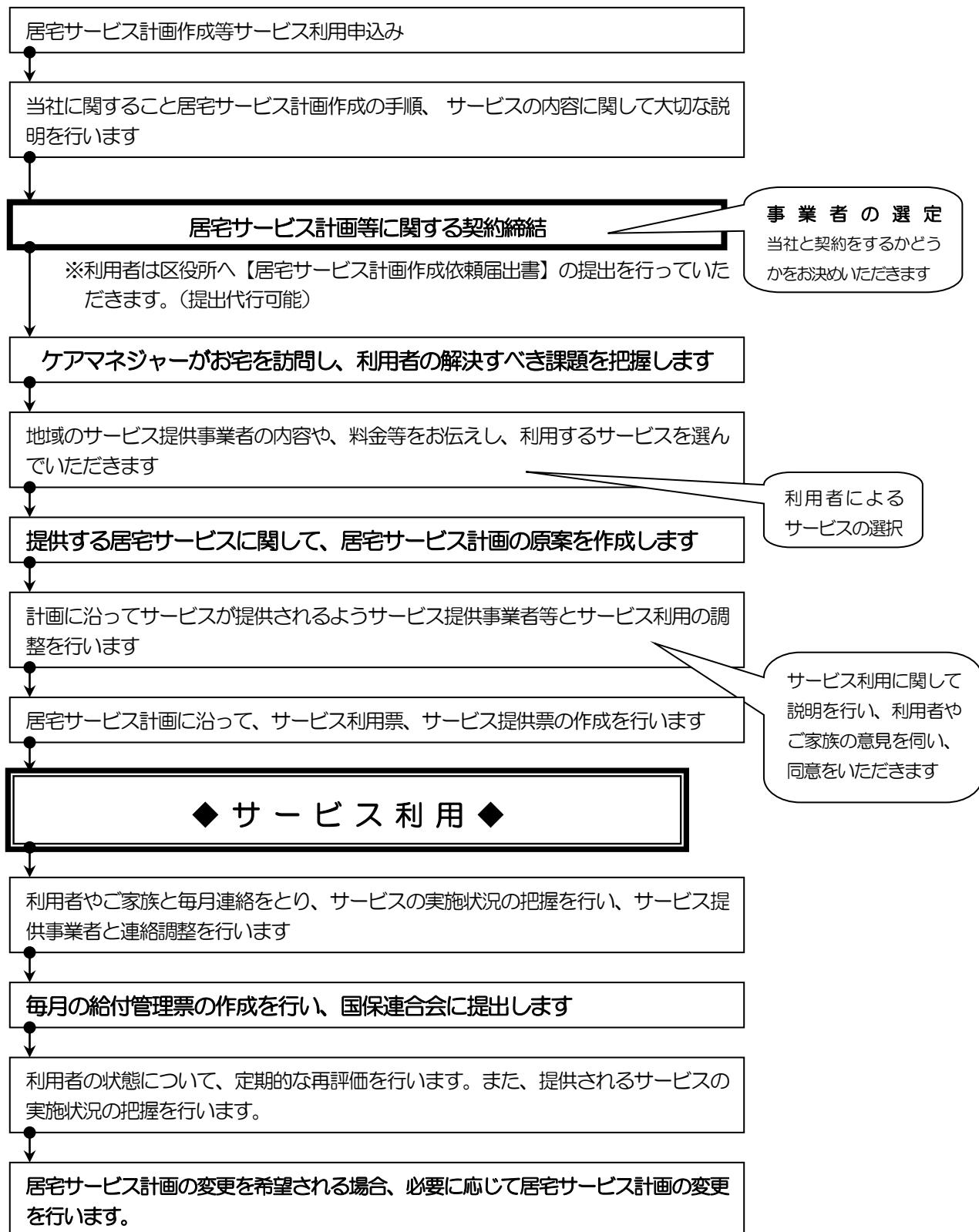
要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

5. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ



年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 大阪府堺市南区竹城台3丁4番3号

名 称 居宅介護支援事業ほーぶ

管理者 西園 真貴 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印